朝日新聞1993年11月2日 (A15-0344)

るか。

一例にすぎないが

鹿島は今回、本社は関係な

いと問い逃れをした揚げ

本社副社長が逮捕され

るから、民間で自浄してご ように「小さな政府」にす

らんなさいというとどうな

大丈夫なのか 民の自律」で

茨城県 平野 (公務員 23 哲郎

当に大丈夫なのだろうか。 果たして「民の自律」で本 自律へ」である。しかし、 大きな柱は「官主導から民 第三次行革密最終答申の がらめだと非難される。 厳しくすると規制でかんじ められる。そこで、監督を 問題を起こすと常に監督官 庁は何をしていたんだと實

民自律の結果ではないの ゼネコンの談合は、まさに

会社の不祥事などの場合も か。公当問題や銀行、証券 い放つ始末である。 査するつもりはない」と自

るしかない。今後、自ら調 と言っているのだから信じ るにいたると、社長が「本

人が(贈賄の事実は)ない

そうだったが、民間企業が に任せて、官の介入をなく こんな状態で、民の自律

それなら、行革密のいろ なくてもそれができること 行政官庁や検察の力を借り 当に自律したいのならば、

を、まず示して欲しい。

るを得ない。民間企業が本

すことに私は不安を感じざ